



**施設利用者が遵守すべき事項**

- ① **マスクの着用・体調チェック** ガイドライン4-1、6-1  
代表者は、利用者へ可能な限りマスクの着用を促し、発熱や風邪症状等を発している体調不良の者がいる場合は、速やかに帰宅させること。
- ② **手洗い・手指消毒** ガイドライン5-1  
利用者は、利用開始前に持参した消毒液等で手指消毒を行い、トイレの利用後など、定期的に必ず手洗い又は手指消毒を実施すること。
- ③ **利用施設の環境** ガイドライン1-1、1-2  
換気のため換気扇の常時稼働、窓及び扉を常時全開にすること。
- ④ **利用施設内の混雑緩和** ガイドライン2-1、2-3  
代表者は、利用者の制限などにより混雑度を管理し、人と人との十分な間隔の確保に努めること。
- ⑤ **利用施設の清掃・消毒** ガイドライン9-1、9-2  
利用者は、通常の清掃に加えて、各自で持参した消毒液等で施設の共用部分（備付用具、照明スイッチ、ドアノブ、水道蛇口、トイレ便座・水洗レバー等）を清拭消毒し、排出したゴミについては全て持ち帰ること。
- ⑥ **利用内容** ガイドライン11-2  
競技種目に応じて、中央競技団体等が作成するガイドラインにも留意し、特に大会・対外試合、合同練習及びイベントについては当該ガイドラインに準じて行うこと。
- ⑦ **ガイドラインの周知徹底** ガイドライン11-1  
代表者は、施設利用者へ学校開放社会体育施設における感染拡大予防ガイドラインの周知徹底をし、遵守させること。